

平成24年度第9回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成24年8月9日（木）午後2時～午後4時46分	
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室	
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長	
審議事項		
1	医師、看護師確保対策について	<病院事務部>
2	伊勢市における市民プールの考え方について	<産業観光部>
3	防災行政無線戸別受信機廃止に伴う、自治会放送設備等設置に対する補助制度の創設について（再協議）	<環境生活部>

1 医師、看護師確保対策について <病院事務部>

概要

市立伊勢総合病院において、医師及び看護師の確保を目的とし、医師奨学金制度の創設及び看護師奨学金制度を改正することを検討している。そこで、医師奨学金の貸与金額及び貸与条件の設定、看護師奨学金の貸与金額の設定、また奨学金を確保するために基金を設定し、寄附を募ることなど、その内容について審議を行なった。

<主な内容>

(1) 医師奨学金制度の創設

①募集人員 各学年2名

②貸与金額

入学年 2,100,000円（入学金+150,000円/月）

2年生～4年生 1,800,000円（150,000円/月）

5年生～6年生 3,000,000円（250,000円/月）

6年間合計 13,500,000円

6年目以降の年間経費 27,000,000円

③返還免除条件 6年勤務（研修医期間を含む貸与期間）

(2) 看護師奨学金制度の改正

①募集人員 各学年 10名 ※現行5名

②貸与金額 各学年 840,000円（70,000円/月）※現行50,000円/月

③返還免除条件 貸与期間勤務

結論

奨学金制度の設立並びに基金及び寄附の設定については、提出案のとおりとすることと決定した。

主な意見・補足等

◆医師及び看護師奨学金の貸与金額及び貸与条件の設定について

- ・医師奨学金について、県の制度と重複して利用できるのか？ また、県との調整は必要ないのか？

⇒重複利用はできない。また、県との調整は特別には行なっていない。（※後日、県と調整し、確認済）県の制度は10年で免除となり、へき地勤務であれば、期間が短くなるというものであるが、伊勢市に来るとは限らない。県及び市民病院が奨学金制度を複合的に実施し、県全体の医師数が増加すると考えている。

- ・医師奨学金の貸与金額について、すでに奨学金制度を実施している松阪市民病院と比較すると、入学金の分だけ市立伊勢総合病院のほうが多く設定されているが、同等ではだめか？ 看護師奨学金についても、改正により金額が上回る事となるが、松阪市と伊勢市で競合するのか？

⇒松阪市とは競合すると考えている。また、入学金分の上乗せは魅力になると考えている。奨学金制度については、どの医師でも活用している実態があり、貸与金額については、比較する上での1つの要素となりうる。

◆奨学金の予算を債務負担行為で措置する点について

- ・対象者を大学（養成学校）入学前の高校生の段階で確保するため、私立病院の場合、高校生に声を掛けに行っている。また、看護師については、中学生のときから情報がアナウンスされている状況である。

- ・経済的に進学が難しい子どもたちを支える観点からも早い時期に情報を発信する必要がある。

- ・大学（養成学校）に合格するかどうか分からない状況ではあるが、夏頃には内定を出したい。

- ・奨学金制度を利用した学生は、市立伊勢総合病院へ採用されることが約束されるのか？

⇒本制度は、あくまでも貸与制度であり、採用を約束する制度ではない。不採用の際は、返還義務が生じる。

◆基金の設置及び寄附を募ることについて

- ・現在の寄附の状況は？

⇒「医療機器の購入に当ててほしい」などの目的を指定し、多額の寄附をしていただくケースがある。

- ・寄付については、目的を明確にすることが大切であるが、ふるさと納税に組み入れるのか？

⇒現在、調整中である。

2 伊勢市における市民プールの考え方について <産業観光部>

概要

平成24年3月議会において、「本市における市民プールの位置付け、考え方が、現段階では明確ではない」との附帯決議がなされた。このことから、庁内に検討会議を設置して「本市における市民プールの位置付け、考え方」について議論し、現時点での市の考え方として中間報告を取りまとめたため、その内容について審議を行なった。

<主な内容>

1 庁内検討会議について

①目的

市民プールの伊勢市における位置づけ、考え方について、財政面・市民の健康増進・福祉・スポーツ振興など、多方面からその要否も含めて検討する。

②構成員

市民プールのあわせ持つ様々な側面から総合的に検討し、市としての結論を導くため、庁内関係各課長で構成。

2 市民プールの考え方について

①市民プールの定義について

市が設置し、市民の皆さんに水泳等の機会を提供するための施設

②経緯について

本市は、公設のプールを設置し、それぞれの目的を持って利用する市民の皆さんに、その機会を提供してきた。設置当時は、民間施設もそれほど整備されておらず、市はプールサービスを提供することにより、利用される皆さんの「健康増進」「体力の向上」「親子のふれあい」などの需要を満たす一定の役割を果たしてきた。

③需要及び現状について

プール需要については、今後も続いていくと思われる。ただ、現在公設プールの設置当時とは情勢も変化し、市内には民間プール施設としてスポーツクラブ4箇所及びレジャープール1箇所が整備されている。このことから、民間事業者において、一定程度の環境が整備されている状況にあると考える。

④今後の進め方について

民間プールの活用をはじめ、様々な方策も検討するべきであると、考える。

結論

再協議とする。

主な意見・補足等

- ・市民プールの定義については、「市が所有しているプール」である。
- ・市民は、それぞれの目的を持って利用しており、個人個人の差異が大きい。「体力づくり・健康づくり」も限定的な目的である。
- ・市は、“憩いの場”として、プールを提供し、市民それぞれの目的で使用してきたと考えられる。
- ・民間施設が活用できるのが理想である。民間施設があれば、基本的に行政が所有する必要はないと考える。
- ・やすらぎ公園プールは、レジャープールである。民間施設でも存在しているにもかかわらず、行政が手を出す必要性はないと考える。
- ・今後、公の施設の統廃合を進める中で、プールを続けていくのは疑問である。
- ・学校プールの開放について、何校かの学校は対応可能である。しかし、流水プールを整備することは不可能である。
- ・流水プールが、レジャー的な要素であるならば、学校は代替にならない。
- ・やすらぎ公園プールが今まで果たしてきた役割（効果）に対する代替を提示する必要がある。

資料 付議事項書

3 防災行政無線戸別受信機廃止に伴う、自治会放送設備等設置に対する補助制度の創設について（再協議） <環境生活部>

概要

防災行政無線のデジタル化整備により、既存戸別受信機が廃止される予定となっている。このことから、その代替措置として、自治会放送設備等の具体的な補助制度について、再度、審議を行った。

<主な内容>

(1) 補助金額

選択した整備費×1/2（ただし、限度額250万円）

(2) 防災行政無線に対する追加事項

防災行政無線戸別受信機に関する補助

①貸与世帯：障がい者及び高齢者世帯

②購入費補助対象世帯：戸別受信機を購入した世帯に対し、その1/2を補助

結論

再協議とする。

主な意見・補足等

- ・本制度が、市内全域を対象とした制度となるのであれば、市の負担額はどの程度となるのか？
⇒すべての自治会が整備を行った場合、約4億3,000万円程度となる。また、すべての世帯が、戸別受信機を設置する場合、約7億1,000万円程度となる。
- ・防災情報の伝達手段として、戸別受信機は個人には設置しない方向で進めてきているが、方向性を転換するという事か？ あるいは、地元としては、コミュニティチャンネルとして、戸別受信機が必要ということか？
⇒真意はわからないが、地元としては、拡声（ラッパ）放送対応には、納得していないと推察される。
⇒戸別受信機を設置すれば、メール配信は行なわない。
⇒戸別受信機はアナログであるが、デジタル信号をアナログ信号へ変換可能であり、自治会が希望すれば、Jアラート（全国瞬時警報システム）や防災行政無線に接続可能である。アナログ方式の戸別受信機は1台30,000円程度であるが、デジタル方式のそれは、1台70,000円程度となる。
- ・今まであった便利なものが、なくなってしまうことに対する不安は理解できる。
- ・防災行政無線を接続する以上、市としての責任も求められる。情報の伝達にタイムラグが生じないなど、注意が必要である。

- ⇒機器の詳細については、再確認を行なう。
- ・障がい者、高齢者の対象世帯を把握する必要がある。

資料 付議事項書